

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 20 年度
計画更新年度	平成 29 年度(4 期目)
計画主体	小 坂 町

小坂町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名：小坂町観光産業課農林班
所在地：秋田県鹿角郡小坂町小坂字
上谷地 41-1

電話番号：0186-29-3912

F A X 番号：0186-29-5481

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	秋田県小坂町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ツキノワグマ	果樹類（モモ）	6千円、0.01 ha
	養蜂箱	150千円、3箱

(2) 被害の傾向

本町のツキノワグマの農業被害は、数値としては高いものではないが、被害者と周辺住民にとっては、出没に対する不安や恐怖などの精神的被害が大きい。特に近年は里山を越え、家の敷地内の畑が被害に遭うことが多くなっており、人的被害が強く懸念される。

また、ここ数年は十和田湖においても目撃情報が相次ぎ、子連れのクマが遊歩道や民宿等の宿泊施設の敷地内に出没するなど不安が増している。しかし、十和田湖は鳥獣保護区特別保護地区となっていることから捕獲の実施は難しく、人的被害防止とクマの保護という観点から常に難しい判断を迫られる。

出没地域は小坂町のほぼ全域に及んでおり、特に町の中心部に近い出没箇所には小坂高校、企業、樹海ラインなどがあり、町民の散歩コースにもなっていることから危険な状況にある。

時期としては4月頃から10月頃まで出没しており、特に冬眠に備えての飽食期となる8月頃はぶどうやももに被害が及んでいる。

出没の傾向としては毎年決まって出没する場所が多くあるのに加え、新たな被害地が広がってきている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値(平成28年度)	目標値(平成31年度)
被害金額	156千円	100千円
被害面積	0.01ha	0.01ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年小坂町鳥獣被害対策実施隊員に有害鳥獣の捕獲、追い払いやパトロールを委託している。現在は捕獲用箱わな2台で稼働している。 ・被害防止のための情報を町の広報に掲載。また、目撃情報があった地区に対してはチラシや看板による情報提供を実施し注意を促している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会員の高齢化及び減少により捕獲の担い手不足が懸念される。 ・クマが箱わなに入らず被害防止にならない。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・養蜂業者が蜂の巣箱を守るために個人的に電柵を設置しているが、行政としては設置を行っていない。 ・鳥獣被害防止を図るため導入する電柵等の購入費の1/3を町が助成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵を設置するには地域が広大であり、また、設置費用及び維持管理も財政的に非常に困難である。

(5) 今後の取組方針

ツキノワグマの出没(目撃)マップを作成して住民への注意喚起を促すとともに、農作物残しや生ごみ等の適切な処理の啓発等を行うことで、住民の意識の向上を図り、地域ぐるみの活動により鳥獣被害を受けにくい地域作りを推進する。

また、集落代表者、鹿角警察署、秋田県等関係機関との連携を深め、有害鳥獣の捕獲体制の整備に努め、鳥獣の保護と適正な捕獲との調整を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成25年に小坂町鳥獣被害対策実施隊を設置し、以降継続して捕獲等の被害対策を実施している。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29年度	ツキノワグマ	・小坂町鳥獣被害対策実施隊との連携を強化し、スムーズな捕獲体制を構築する。 ・狩猟免許等取得にかかる費用に助成し、新規狩猟者など担い手の確保を図る。
30年度	ツキノワグマ	・小坂町鳥獣被害対策実施隊との連携を強化し、スムーズな捕獲体制を構築する。 ・狩猟免許等取得にかかる費用に助成し、新規狩猟者など担い手の確保を図る。
31年度	ツキノワグマ	・小坂町鳥獣被害対策実施隊との連携を強化し、スムーズな捕獲体制を構築する。 ・狩猟免許等取得にかかる費用に助成し、新規狩猟者など担い手の確保を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年、農産物の被害額としては多くはないものの、民家の庭先や学校、企業、遊歩道など人間の生活圏に多く出没し、人的被害が危惧されることから、秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第4次ツキノワグマ）の基準に基づき必要最低限の捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
ツキノワグマ	必要最低限の捕獲		

捕獲等の取組内容
被害状況や目撃情報・出没に応じて、小坂町鳥獣被害対策実施隊員の協力により捕獲方法・捕獲場所等を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
散弾銃で仕留められない距離での捕獲の際にライフル銃が必要となる。ライフル銃の使用に当たっては、安土（あづち：バックストップともいう）の確認を徹底するとともに、使用者に対し実技訓練等を実施し、安全性を確保する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

なし

(2) その他被害防止に関する取組

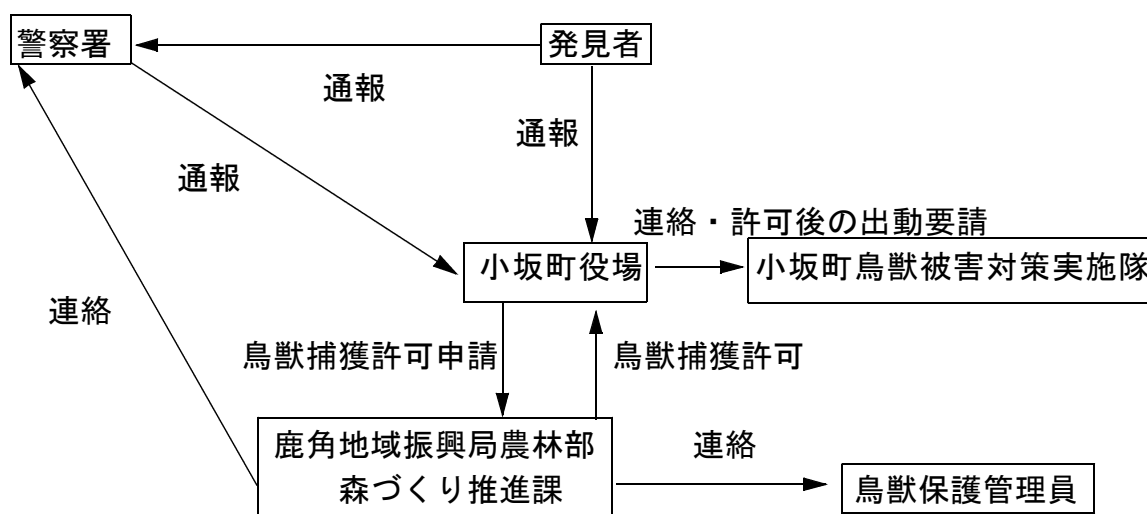
年 度	対象鳥獣	取組内容
29年度	ツキノワグマ	・被害防止のための集落環境づくり、被害防止対策知識の普及と啓発
30年度	ツキノワグマ	・被害防止のための集落環境づくり、被害防止対策知識の普及と啓発
31年度	ツキノワグマ	・被害防止のための集落環境づくり、被害防止対策知識の普及と啓発

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
小坂町鳥獣被害対策実施隊	・有害鳥獣捕獲の実施 ・集落ぐるみの被害防護推進
各自治会	
秋田県鹿角警察署	・被害状況の情報提供、鳥獣捕獲の協力に関すること。
秋田県鹿角地域振興局農林部	・鳥獣の生息状況等に関する情報の提供、適正な捕獲指導に関すること。 ・有害鳥獣捕獲の許認可 ・被害防止対策に関する技術的助言
環境省十和田自然保護官事務所	・有害鳥獣捕獲の許認可 ・被害防止対策に関する技術助言

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

なし

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
小坂町鳥獣被害対策実施隊	・ 有害鳥獣捕獲の実施 ・ 集落ぐるみの被害防護推進
各自治会	
秋田県鹿角警察署	・ 住民の安全確保
秋田県鹿角地域振興局農林部	・ 鳥獣の生息状況等に関する情報の提供 ・ 有害鳥獣捕獲の許認可 ・ 被害防止対策に関する技術的助言
環境省十和田自然保護官事務所	・ 有害鳥獣捕獲の許認可 ・ 被害防止対策に関する技術的助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成27年4月1日に任命した小坂町鳥獣被害対策実施隊員は観光産業課等の職員及び鹿角地方連合猟友会の会員10名、計11名で構成する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

現在は捕獲用箱わな2台で被害防止に取り組んでいるが、出没箇所が広範囲に渡り増えてきているため、状況により箱わなの数を増やしていく。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

「秋田県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領」に基づき適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

衛生基準を満たす処理施設がなく、対象鳥獣の捕獲頭数が少ない現段階では、費用対効果の観点から、食品としての流通・販売等は困難である。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

出没情報や捕獲等に関して、近隣する市町村との連携を図る。
また、近年、ニホンジカやイノシシの目撃情報が増加していることから、農林業被害の実態や生息状況の把握に努め、必要に応じて被害防止計画に反映していくこととする。